

中华人民共和国反不正当竞争法 (中華人民共和国反不正競争法)

《中华人民共和国反不正当竞争法》已由中华人民共和国第八届全国人民代表大会常务委员会第三次会议于1993年9月2日通过，现予公布，自1993年12月1日起施行。

1993年9月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議採択。1993年9月2日中華人民共和国主席令第10号公布。1993年12月1日施行。

第1章 総則

总则

第1条

社会主義市場經濟の健全な發展を保障し、公平な競争を奨励し保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するため、本法を制定する。

为保障社会主义市场经济健康发展，鼓励和保护公平竞争，制止不正当竞争行为，保护经营者和消费者的合法权益，制定本法。

第2条

事業者は、市場取引において、自由意思、平等、公平、誠実信用の原則を遵守し、広く認められている商業道德を遵守しなければならない。

经营者在市场交易中，应当遵循自愿、平等、公平、诚实信用的原则，遵守公认的商业道德。

本法にいう不正競争とは、事業者が本法の規定に違反し、他の事業者の合法的權益に損害を与え、社会經濟秩序を混乱させる行為をいう。

本法所称的不正当竞争，是指经营者违反本法规定，损害其他经营者的合法权益，扰乱社会经济秩序的行为。

本法にいう事業者とは、商品販売又は営利的サービス(以下「商品」と称し、サービスを含む)に従事する法人その他の經濟組織及び個人をいう。

本法所称的经营者，是指从事商品经营或者营利性服务(以下所称商品包括服务)的法人、其他经济组织和个人。

第3条

各級人民政府は、措置を講じ、不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境及び条件を創造しなければならない。

各级人民政府应当采取措施，制止不正当竞争行为，为公平竞争创造良好的环境和条件。

県級以上の人民政府工商行政管理部門は、不正競争行為に対し監督及び検査を行う。法律、行政法規がその他の部門による監督検査を規定している場合は、その規定による。

县级以上人民政府工商行政管理部门对不正当竞争行为进行监督检查；法律、行政法规规定由其他部门监督检查的，依照其规定。

第4条

国家は全ての組織及び個人が不正競争行為に対して社会的監督をすることを奨励し支持し保護する。

国家鼓励、支持和保护一切组织和个人对不正当竞争行为进行社会监督。

国家機関の職員は、不正競争行為を支持し、庇護してはならない。

国家机关工作人员不得支持、包庇不正当竞争行为。

第2章 不正競争行為

第5条

事業者は、次の各号に掲げる不正な手段を用いて市場取引に従事し、競争相手に損害を与えてはならない。

(1) 他人の登録商標を盗用すること。

(2) 無断で周知商品の特有の名称、包装、装飾を使用し、又は周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品と混同させ、購買者に周知商品と誤認させること。

(3) 無断で他人の企業名称又は氏名を使用して、他人の商品と誤認させること。

(4) 商品に証明標識又は著名優良標識等の品質表示を偽造又は盗用し、原産地表示を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示を使用すること。

第6条

公共企業又はその他法により独占的な地位を有する事業者は、他人の購買について指定事業者の商品に限定し、他の事業者の公平な競争を排除してはならない。

第7条

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用して、他人の購買について指定事業者の商品に強制したり、他の事業者の正当な事業活動を制限してはならない。

政府及びその所属部門は、行政権力を濫用して、地方の商品が当該市場に流入すること又は当該地方の商品が地方市場へ流出することを制限してはならない。

第8条

事業者は、財物その他の手段を用いて贈賄し、もって商品を販売または購入してはならない。帳簿外で密かに相手方の単位又は個人にリベートを与えた場合は、贈賄として処理する。相手方の単位又は個人が帳簿外で密かにリベートを收受した場合は、収賄として処理する。

事業者は、商品を販売又は購入する場合には、明示的方式で相手方に対して値引きすることができ、仲介人に対してコミッションを支払うことができ

不正当竞争行為

经营者不得采用下列不正当手段从事市场交易，损害竞争对手：

(一) 假冒他人的注册商标；

(二) 擅自使用知名商品特有的名称、包装、装潢，或者使用与知名商品近似的名称、包装、装潢，造成和他人知名商品相混淆，使购买者误认为是该知名商品；

(三) 擅自使用他人的企业名称或者姓名，引人误认为是他人的商品；

(四) 在商品上伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志，伪造产地，对商品质量作引人误解的虚假表示。

公用企业或者其他依法具有独占地位的经营者，不得限定他人购买其指定的经营者的商品，以排挤其他经营者的公平竞争。

政府及其所属部门不得滥用行政权力，限定他人购买其指定的经营者的商品，限制其他经营者正当的经营活动。

政府及其所属部门不得滥用行政权力，限制外地商品进入本地市场，或者本地商品流向外地市场。

经营者不得采用财物或者其他手段进行贿赂以销售或者购买商品。在帐外暗中给予对方单位或者个人回扣的，以行贿论处；对方单位或者个人在帐外暗中收受回扣的，以受贿论处。

经营者销售或者购买商品，可以以明示方式给对方折扣，可以给中间人佣金。经营者给对方折扣、给中间人佣金的，必须如实入帐。接受折扣、佣金的经营者必须如实入帐。

る。事業者は、相手方に値引きし又は仲介人にコミッションを支払う場合には、必ずありのまま記帳しなければならない。値引き又はコミッションを受け取った事業者は、必ずありのまま記帳しなければならない。

第9条

事業者は、広告その他の方法を用いて、商品の品質、製造成分、性能、用途、生産者、有効期間及び原産地等について、人を誤認させる虚偽の宣伝をしてはならない。

広告事業者は、明らかに知り又は知るべき状況下において、虚偽の広告の代理をし、デザインし、製作し、または発表してはならない。

第10条

事業者は、次の各号に掲げる手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。

(1) 窃盗、利益による誘引、脅迫又はその他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得すること。

(2) 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。

(3) 約定に違反し又は権利者の営業の秘密保持に関する要求に違反し、その掌握する営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。

前項の行為が違法行為であることを明らかに知り又は知り得た第三者が、他人の営業秘密を取得し、使用し又は開示したときは、営業秘密を侵害したものとみなす。

本条にいう営業秘密とは、公知になっておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、かつ、権利者が秘密保持の措置を講じている技術情報及び経営情報をいう。

第11条

事業者は、競争相手を排除することを目的として、原価を下回る価格で商品を販売してはならない。

次の各号の一つに該当する場合は、不正競争行為に属しないものとする。

经营者不得利用广告或者其他方法,对商品的质量、制作成分、性能、用途、生产者、有效期限、产地等作引人误解的虚假宣传。

广告的经营经营者不得在明知或者应知的情况下,代理、设计、制作、发布虚假广告。

经营者不得采用下列手段侵犯商业秘密:

(一) 以盗窃、利诱、胁迫或者其他不正当手段获取权利人的商业秘密;

(二) 披露、使用或者允许他人使用以前项手段获取的权利人的商业秘密;

(三) 违反约定或者违反权利人有关保守商业秘密的要求,披露、使用或者允许他人使用其所掌握的商业秘密。

第三人明知或者应知前款所列违法行为,获取、使用或者披露他人的商业秘密,视为侵犯商业秘密。

本条所称的商业秘密,是指不为公众所知悉、能为权利人带来经济利益、具有实用性并经权利人采取保密措施的技术信息和经营信息。

经营者不得以排挤竞争对手为目的,以低于成本的价格销售商品。

有下列情形之一的,不属于不正当竞争行为:

(一) 销售鲜活商品;

(二) 处理有效期限即将到期的商品或者其他积

- (1) 新鮮で生きている商品を販売する場合。
- (2) 有効期間が間もなく切れる商品又はその他の過剰在庫商品を処分する場合。
- (3) 季節の変化で価格が下がる場合。
- (4) 債務の完済、転業、休業のために価格を下げて商品を販売する場合。

第12条

事業者は、商品を販売する際、購入者の意思に反して商品の抱き合わせ販売又はその他の不合理な条件を附加してはならない。

第13条

事業者は、次の各号に掲げる景品付販売に従事してはならない。

- (1) 景品付きと偽り又は意図的に内定者に景品を当選させる欺瞞的方式を用いて景品付販売をすること。
- (2) 景品付販売の手段を利用して、品質が悪く価格が高い商品を売り捌くこと。
- (3) 抽選式景品付販売において、景品の最高金額が5000円を超えること。

第14条

事業者は、虚偽の事実を捏造し流布して、競争相手の営業上の信用、商品の名声に損害を与えてはならない。

第15条

入札者は、通謀談合して入札し、入札価格を不当に高く又は低くしてはならない。

入札者及び入札募集者は、共謀して、競争相手の公平な競争を排除してはならない。

第3章 監督検査

第16条

県クラス以上の監督検査部門は、不正競争行為に対して監督検査を行うことができる。

第17条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際、次の各号に掲げる職権を行使する。

- (1) 所定の手続に従って、検査を受ける事業者、利害関係人及び証人に対して尋問し、かつ、証明資料又は不正競争行為に関係のあるその他の資料の

圧的商品；

- (三) 季节性降价；
- (四) 因清偿债务、转产、歇业降价销售商品。

经营者销售商品,不得违背购买者的意愿搭售商品或者附加其他不合理的条件。

经营者不得从事下列有奖销售：

- (一) 采用谎称有奖或者故意让内定人员中奖的欺骗方式进行有奖销售；
- (二) 利用有奖销售的手段推销质次价高的商品；
- (三) 抽奖式的有奖销售,最高奖的金额超过五千元。

经营者不得捏造、散布虚伪事实,损害竞争对手的商业信誉、商品声誉。

投标者不得串通投标,抬高标价或者压低标价。

投标者和招标者不得相互勾结,以排挤竞争对手的公平竞争。

监督检查

县级以上监督检查部门对不正当竞争行为,可以进行监督检查。

监督检查部门在监督检查不正当竞争行为时,有权行使下列职权：

- (一) 按照规定程序询问被检查的经营者、利害关系人、证明人,并要求提供证明材料或者与不正当竞争行为有关的其他资料；

提出を要求すること。

(2) 不正競争行為に関する合意書、帳簿、伝票、書類、記録、業務通信その他の資料について、調査・審問し、複製すること。

(3) 本法第5条の規定により不正競争行為に関する財物を検査する際、必要があれば、検査を受ける事業者に対して、当該商品の供給元及び数量の説明、販売の一時停止、検査のための待機を命じ、その財物を移転、隠匿、廃棄してはならないことを命じることができる。

第18条

監督検査部門の職員は、不正競争行為を監督検査する際、検査命令書を提示しなければならない。

第19条

監督検査部門が不正競争行為を監督検査する際、検査を受ける事業者、利害関係人及び証人は、関係資料又は状況をありのまま提出しなければならない。

第4章 法律上の責任

第20条

事業者は、本法の規定に違反して、侵害を受けた事業者に損害を与えた場合、損害賠償の責任を負わなければならない。侵害を受けた事業者の損害を算定し難い場合には、侵害者が侵害期間に侵害行為により得た利潤を賠償額とする。かつ、侵害した事業者は、侵害を受けた事業者が合法的權益を侵害する不正競争行為の調査のために支出した合理的な費用を負担しなければならない。

事業者が他の事業者の不正競争行為によって合法的權益を侵害され損害を受けた場合、人民法院へ訴訟を提起することができる。

第21条

事業者が他人の登録商標を盗用し、無断で他人の企業名称又は氏名を使用し、証明標識及び著名優良標識等の品質表示を偽造し又は盗用し、原産地表示を偽り、商品の品質を誤認させる虚偽の表示をした場合、「中華人民共和国商標法」及び「中華人民共和国製品品質法」の規定により処罰する。

事業者が無断で周知商品の特有な名称、包装、装

(二) 查询、复制与不正当竞争行为有关的协议、帐册、单据、文件、记录、业务函电和其他资料；

(三) 检查与本法第五条规定的不正当竞争行为有关的财物，必要时可以责令被检查的经营者说明该商品的来源和数量，暂停销售，听候检查，不得转移、隐匿、销毁该财物。

监督检查部门工作人员监督检查不正当竞争行为时，应当出示检查证件。

监督检查部门在监督检查不正当竞争行为时，被检查的经营者、利害关系人和证明人应当如实提供有关资料或者情况。

法律责任

经营者违反本法规定，给被侵害的经营者造成损害的，应当承担损害赔偿责任，被侵害的经营者的损失难以计算的，赔偿额为侵权人在侵权期间因侵权所获得的利润；并应当承担被侵害的经营者因调查该经营者侵害其合法权益的不正当竞争行为所支付的合理费用。

被侵害的经营者的合法权益受到不正当竞争行为损害的，可以向人民法院提起诉讼。

经营者假冒他人的注册商标，擅自使用他人的企业名称或者姓名，伪造或者冒用认证标志、名优标志等质量标志，伪造产地，对商品质量作引人误解的虚假表示的，依照《中华人民共和国商标法》、《中华人民共和国产品质量法》的规定处罚。

经营者擅自使用知名商品特有的名称、包装、装潢，或者使用与知名商品近似的名称、包装、装潢，

飾を使用し又は周知商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の周知商品との混同を生じさせ、購入者をして当該周知商品であると誤認させた場合には、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収しなければならない、その情状により違法所得の1倍以上3倍以下の過料に処することができる。情状が重大である場合には、営業許可を取消することができる。偽造粗悪な商品を販売して犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第22条

事業者が財物その他の手段を用いて贈賄し、商品を販売又は購入し、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、監督検査部門は、その情状により1万元以上20万元以下の過料に処ことができ、違法所得がある場合、これを没収する。

第23条

公共企業又はその他法により独占的地位を有する事業者が、その事業者の商品を指定して他人の購入を強制し、他の事業者の公平な競争を排除したときは、省級又は区を設けている市の監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならない、情状により5万元以上20万元以下の過料に処することができる。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し又はみだりに費用を収受した場合、監督検査部門は違法所得を没収しなければならない、情状により違法所得と同額以上3倍以下の過料に処することができる。

第24条

事業者が広告その他の方法を利用して、商品について人に誤認させる虚偽の宣伝をした場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、影響を除去しなければならない、情状により1万元以上20万元以下の過料に処することができる。

広告した事業者が明らかに知り又は知り得た状況下において、虚偽の広告の代理をし、デザインし、製作し又は発表した場合、監督検査部門が違法行為

造成和他人的知名商品相混淆,使购买者误认为是该知名商品的,监督检查部门应当责令停止违法行为,没收违法所得,可以根据情节处以违法所得一倍以上三倍以下的罚款;情节严重的,可以吊销营业执照;销售伪劣商品,构成犯罪的,依法追究刑事责任。

经营者采用财物或者其他手段进行贿赂以销售或者购买商品,构成犯罪的,依法追究刑事责任;不构成犯罪的,监督检查部门可以根据情节处以一万元以上二十万元以下的罚款,有违法所得的,予以没收。

公用企业或者其他依法具有独占地位的经营者的,限定他人购买其指定的经营者的商品,以排挤其他经营者的公平竞争的,省级或者设区的市的监督检查部门应当责令停止违法行为,可以根据情节处以五万元以上二十万元以下的罚款。

被指定的经营者借此销售质次价高商品或者滥收费用的,监督检查部门应当没收违法所得,可以根据情节处以违法所得一倍以上三倍以下的罚款。

经营者利用广告或者其他方法,对商品作引人误解的虚假宣传的,监督检查部门应当责令停止违法行为,消除影响,可以根据情节处以一万元以上二十万元以下的罚款。

广告的经营者的,在明知或者应知的情况下,代理、设计、制作、发布虚假广告的,监督检查部门应当责令停止违法行为,没收违法所得,并依法处以罚款。

の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ法により過料に処さなければならない。

第 25 条

本法第 10 条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならないが、情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 26 条

事業者が本法第 13 条の規定に違反して景品付販売をした場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならないが、情状により 1 万元以上 10 万元以下の過料に処することができる。

第 27 条

入札者が談合して入札し、入札価格を不当に高く若しくは低くし、又は入札者と入札募集者が共謀して競争相手による公平な競争を排除した場合、その落札は無効とする。監督検査部門は情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料に処することができる。

第 28 条

事業者が販売の一時停止、不正競争行為に関する財物の移動、隠匿、毀損禁止の命令に違反した場合、監督検査部門は情状により販売、移動、隠匿、毀損された財物の価格の 1 倍以上 3 倍以下の過料に処することができる。

第 29 条

当事者は、監督検査部門が行った処罰決定に不服がある場合、処罰決定を受取った日から 15 日以内に、一級上の主管機関に再審を申立てることができる。再審決定に対して不服がある場合、再審決定書を受取った日から 15 日以内に、人民法院に訴訟を提起することができる。また、処罰決定に対して直接人民法院に訴訟を提起することもできる。

第 30 条

政府及びその所属部門が本法第 7 条の規定に違反して、他人に対してその指定する事業者の商品の購入を強制し、他の事業者の正当な事業活動を制限し又は商品の地域相互間の正常な流通を制限した場合、上級機関が是正を命ずる。情状が重大である場合、同級又は上級の機関が直接の責任者に対して

違反本法第十条规定侵犯商业秘密的,监督检查部门应当责令停止违法行为,可以根据情节处以一万元以上二十万元以下的罚款。

经营者违反本法第十三条规定进行有奖销售的,监督检查部门应当责令停止违法行为,可以根据情节处以一万元以上十万元以下的罚款。

投标者串通投标,抬高标价或者压低标价;投标者和招标者相互勾结,以排挤竞争对手的公平竞争的,其中标无效。监督检查部门可以根据情节处以一万元以上二十万元以下的罚款。

经营者有违反被责令暂停销售,不得转移、隐匿、销毁与不正当竞争行为有关的财物的行为的,监督检查部门可以根据情节处以被销售、转移、隐匿、销毁财物的价款的一倍以上三倍以下的罚款。

当事人对监督检查部门作出的处罚决定不服的,可以自收到处罚决定之日起十五日内向上一级主管机关申请复议;对复议决定不服的,可以自收到复议决定书之日起十五日内向人民法院提起诉讼;也可以直接向人民法院提起诉讼。

政府及其所属部门违反本法第七条规定,限定他人购买其指定的经营者的商品、限制其他经营者正当的经营活动,或者限制商品在地区之间正常流通的,由上级机关责令其改正;情节严重的,由同级或者上级机关对直接责任人员给予行政处分。

被指定的经营者借此销售质次价高商品或者滥

行政処分を行う。

指定された事業者が機に乗じて品質が悪く価格が高い商品を販売し又はみだりに費用を収受した場合、監督検査部門が違法所得を没収しなければならず、その情状により違法所得と同額以上3倍以下の過料に処することができる。

第31条

不正競争行為を監督検査する国家機関の職員が職権を濫用し、職務を怠り、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、行政処分を行う。

第32条

不正競争行為を監督検査する国家機関の職員が私利を図り、本法の規定に違反して犯罪を構成する事業者であることを知って、故意に庇護し、訴追を受けさせなかった場合、法により刑事責任を追及する。

第5章 附則

第33条

本法は1993年12月1日より施行する。

收费用的，监督检查部门应当没收违法所得，可以根据情节处以违法所得一倍以上三倍以下的罚款。

监督检查不正当竞争行为的国家机关工作人员滥用职权、玩忽职守，构成犯罪的，依法追究刑事责任；不构成犯罪的，给予行政处分。

监督检查不正当竞争行为的国家机关工作人员徇私舞弊，对明知有违反本法规定构成犯罪的经营者故意包庇不使他受追诉的，依法追究刑事责任。

附则

本法自1993年12月1日起施行。